

学位審査結果報告書

学位申請者名	森田浩司	学生番号	27029006	専攻名	観光学専攻
論文題目	ウエルネスツーリズム概念の検討と応用 — 日本版ウエルネスツーリズム構築に向けて —				
論文審査及び最終試験の成績（表記は合格又は不合格とする。）				合格	
審査委員会					
主査		吉田道代		委員	
				関戸明子	
委員		堀田祐三子			
※自署する場合は押印省略可					
[論文審査の結果の要旨]					
<p>本論文は、ストレスが強く意識される現代社会において注目を集める「ウエルネスツーリズム」をテーマとしている。研究課題は、第一に欧米のウエルネスツーリズムの概念の範囲と内容を先行研究の検討を通じて明示すること、第二にその結果導き出された定義に基づき、日本で実践されるウエルネスツーリズムの事業の特徴を明らかにすることである。</p> <p>1950年代に Halbert Dunn によって提唱された「個人の心身がよりよく機能する健やかな状態」を示す「ウエルネス」の概念は、その後、産業と結びついて欧米社会に広く浸透した。また、これを実現するための旅行、すなわちウエルネスツーリズムは、新たな市場として注目されるだけでなく、学術的な関心を呼び、その研究蓄積も進んだ。しかし、こうした既存研究においてウエルネスツーリズムの定義は統一されておらず、健康に関わるその他のツーリズム（ヘルスツーリズムやメディカルツーリズム、スパツーリズム）との関係についての解釈も研究者によって異なっている。著者は、日本において、この点が等閑視されたまま、欧米の先行研究にあるウエルネスツーリズムの定義が引用されていることを問題とし、先に挙げた第一の課題を設定した。そして、欧米の先行研究で示されているウエルネスおよびウエルネスツーリズムの意味や範囲を討議した上で、著者独自のウエルネスツーリズムの定義を「ウエルネス、すなわち body (身体)・mind (心)・spirit (人智を超えた力・生命エネルギー)・environment (環境) といった総合的な観点から、健康的な思考や活動を通じて、自ら積極的に健康で充実した人生を達成・維持・増進していくことを示す概念を体現する、医療目的でなく、自発的に行われるツーリズム」とした。</p>					

また、健康に関する他のツーリズムとの関係性については、ヘルスツーリズムが、メディカルツーリズムとウェルネスツーリズムの上位概念であるとした。メディカルツーリズムとウェルネスツーリズムについては、医療目的の有無によってある程度区分されうるものの、その連続性には留意すべきであるとしている。そして、スパツーリズムは、その範囲がこの両者にまたがるツーリズムと解釈された。一方で、著者は、ウェルネスツーリズムの細分化も試みている。まず、ウェルネスを主たる目的とする「第一義ウェルネスツーリズム」といくつかの活動の中でウェルネスツーリズムが中心となっている「第二義ウェルネスツーリズム」に二分し、それぞれが、さらに「レスト型」・「アクティブ型」・「アクティブレスト型」・「メディカルウェルネス型」に分類されるとした。

本論文の第二の課題は、ウェルネスツーリズム事業の事例分析を通じて探求された。著者が定めたウェルネスツーリズムの概念に該当するサービスやプログラムを提供する事業として、自治体、観光協会、旅館組合、DMO等組織で11事例、宿泊施設で33事例が対象とされた。そして、その事業内容を、主に事業主体がインターネットで発信している情報と現地観察や聞き取り調査で得られたデータを用いて検討した。この結果、旅行者の「ウェルネス滞在」（日常のウェルネスなライフスタイルを旅先でも継続・発展させていくような滞在スタイル）を可能にする事業を、4タイプ、(1)「宿泊施設内完結型」、(2)「宿泊施設内+周辺環境利用型」、(3)「ウェルネス滞在宿泊施設外の施設・プログラム利用型」、(4)「周辺環境利用型」に分け、それぞれのタイプを代表する事業例として、(1)山梨市牧丘町 保健農園ホテルフフ山梨（山梨県）、(2)新玉川温泉（秋田県）、(3)三朝温泉（鳥取県）、(4)東鳴子温泉の旅館大沼（宮城県）の取り組みを紹介した。

こうした調査によって、日本においては、一施設でウェルネスツーリストのニーズを満たすような「宿泊施設内完結型」の事業が主流でないことが示された。このタイプの事業を成立させるには、先のウェルネスツーリズムの細分類で示したような多岐に渡る需要に応えるために様々なプログラムやサービスを提供する必要がある。しかし、東鳴子温泉の旅館大沼の事例からわかるように、都市から離れた場所でのウェルネスツーリズムの事業においては、多様なプログラムやサービスに従事する人材の確保が容易ではない。そして、日本におけるウェルネス事業の多くは、旅館大沼と同様に、都市から離れた地域で行われている。本論文は、この現状を鑑みて、三朝温泉の事例を参照し、官民が協働して宿泊施設外で利用できるプログラムやサービスを地域全体で充実させること、さらに、周辺環境をよりよく利用するための旅行者向け情報の提供にも力を入れることを提案している。

以上、ウェルネスツーリズムに関する定義や分類の議論がほとんどなされていないという日本の状況の中で、このような業績は学術的に重要な意義を持つことが確認された。

[最終試験の結果の要旨]

最終試験（口頭試問）は、2021年7月30日（13:30～15:30）にオンラインで実施され、候補者による研究概要の説明と質疑応答があった。事前の論文審査および本試験をふまえて審議した結果は、以下の通りである。

本論文の価値は、ストレス社会とされる現代日本におけるウェルネスツーリズムの需要に注目し、これを研究テーマとしてとり上げたこと、また、欧米の先行研究におけるウェルネスツーリズムの定義の問題点を洗い出し、事例研究にまで結び付けたことに認められる。特に、先行研究の詳細なレビューに基づいてウェルネスツーリズムの再定義および細分類を示し、これに該当する日本のウェルネスツーリズム事業について、運営主体や提供するサービス内容等の分析を通して、その特徴と諸課題を提示したことは、本論文の独自性であり、重要な学術的成果として評価に値する。人びとの関心が高まる旅行を通じた心身の健康の回復あるいは増進、そして、それを対象とするウェルネスツーリズム研究は今後さらに広がりを持つことが予想され、本論文は当該分野の発展に寄与していくものと考えられる。

一方で、本論文には、以下に記す問題も見い出された。まず、論理整合性について、次の二点で疑義が出された。その一つが、「日本版ウェルネスツーリズム」の構築を目指して日本のウェルネスツーリズムの特徴を分析するにあたり、欧米の先行研究に依拠したウェルネスの概念とこれに基づくウェルネスツーリズムの定義を適用することの妥当性である。このような欧米の定義に基づけば、日本独自の心身の健康に関わるツーリズムがあったとしても調査対象から外れる可能性がある。もう一つは、本論文は、旅行者の需要や行動に基づいてウェルネスツーリズムを細分化しているが、これとウェルネス事業の特徴を表す「ウェルネス滞在」の種別とのつながりが明確でない点である。最終試験では、これらに関する質問がなされ、候補者からは、前者について、ウェルネスツーリズム概念の検討で依拠できるような研究が日本にほとんどないため、欧米の先行研究に基づく定義から始めざるをえないということ、また、後者については、旅行者の需要や行動の特徴に沿ってウェルネスツーリズムを細分化し、これにツーリズムプロバイダーが対応しうるかどうかを検証するという意図から事業側に焦点を当て、その事業で行いうる「ウェルネス滞在」の種別を表しているという説明があった。

調査データの提示についても、問題が指摘された。日本における計44の事業例について、該当する「ウェルネス滞在」の種別が一部の事例にしか示されていない。そして、その各タイプを代表する事例紹介においても、二つのタイプ（「宿泊施設内完結型」を示す保健農園ホテルフフ山梨、「周辺環境利用型」を示す東鳴子温泉）の事業例を示すにとどまっている。

その他に改善が必要とされたのは、次の点である。ウェルネスツーリズムを細分化する「レスト型」・「アクティブ型」・「アクティブレスト型」・「メディカルウェルネス型」について、この分類を採用するに至った道筋やその妥当性の根拠が明示されていない。また、日本のウエ

ルネスツーリズムの需要を説明するために引用された「旅行に出かけた動機」を示す日本交通公社のアンケート調査の結果について、本論文の解釈が図のデータと合致していない。これに加え、先行研究の学術的・社会的背景の説明の追加、データのアップデート、表記の統一や重複表現の改善など、論文の完成度を高めるための提言があった。

指摘があったこれらの問題について、期日までに修正され、審査委員の確認が得られれば「合格」とすることとなった。これに対し、候補者は、期日までに修正の対照表とともに論文を提出した。

再提出された論文について審議した結果は次の通りである。本論文にも言及されているように、定義と実態の検証方法や、日本特有の温泉療養や温泉観光との関連についての議論が十分とは言えないといった課題は残るが、先の審査において問題として指摘した論理整合性と調査データの提示方法が改善され、本研究が今後の日本におけるウェルネスツーリズム事業の進展に向けて一定の有用性を持つと判断した。本論文の成果を足掛かりとして、分析視角をより洗練させ、緻密な調査と論理に基づくウェルネスツーリズム研究を展開することに期待したい。

以上、本博士学位論文は、その基準と照らし合わせて学位授与に相当すると認められ、「合格」とすることで合意された。